

第 2 期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画等策定業務仕様書

1 業務名

第 2 期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画等策定業務

2 業務委託期間

契約締結の日から平成 32 年（2020 年）3 月 24 日まで

① 調査、分析業務・・・契約の日から平成 31 年 3 月 25 日まで

② 計画策定支援業務・・・平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 24 日まで

3 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定に向けニーズ調査を実施するとともに、第 1 期計画の分析、検証を行い、平成 32 年度（2020 年度）から平成 36 年度（2024 年度）までの間の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた第 2 期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画を策定することを目的とする。

4 業務内容

業務内容は、以下の通りとする。ただし、国が示す基本指針（実施マニュアル等）が新たに示された場合や今帰仁村子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、その内容に基づくものとする。

【平成 30 年度業務：調査、分析業務】

(1) 子ども・子育て支援に関する現状と課題の整理

- ① 国の子ども・子育て支援制度をめぐる動向整理
- ② 子ども・子育て支援事業計画の達成状況・進捗評価・課題整理
- ③ 人口及び社会経済状況等の既存データの整理・分析
- ④ 地域性を踏まえた課題抽出及び分析
- ⑤ 今帰仁村子ども・子育て会議の支援

(2) ニーズ調査の実施及び調査結果の集計・分析

① 調査の対象者及び対象者数・想定回収率

調査の対象者		対象者数	想定回収率
ア	就学前児童（0 歳～5 歳）*小学生もいる世帯含む	約 400 名	50%
イ	小学校児童（1 年生～6 年生）*就学前児童のいない世帯	約 220 名	40%
ウ	その他対象者（保育士・妊婦等）	約 80 名	50%

② 調査票の作成等

調査票は、国の基本方針（実施マニュアル等）に基づくとともに、子ども・子育て会議の意見を踏まえ村独自の質問項目を含めた調査票を作成する。

③ 調査方法

ア 対象者の抽出等

対象者（就学前児童、小学校児童、保育士等）の抽出及び、宛名ラベルの作成、封筒への宛名ラベルの貼付は発注者が行い、調査票の印刷、封筒（発送用、及び返信用）の印刷、発送用封筒への封入、封緘は受注者が行う。

イ 調査票の配布・回収方法

○就学前児童への配布・回収について

施設を利用している就学前児童は、保育施設・幼稚園を活用して配布・回収を行い、在宅児童（約 100 名程度）については郵送による配布・回収を行う。なお、配布・回収に係わる一切の経費は発注者の負担とする。

○小学校児童の配布回収について

小学校児童は、小学校を通じた配布・回収を行う。調査に係わる小学校への協力依頼等の事務連絡は発注者で行う。

○現職保育士・潜在的保育士の配布・回収について

現職の保育士は、保育施設を通して配布・回収を行う。妊婦、潜在保育士等については、郵送による配布・回収を行う。妊婦、潜在保育士の調査対象名簿は発注者が作成する。

○受注者の調査票受け取りについて

対象者からの回収した調査票は、開封せず発注者で一時保管し、受注者が適宜受け取るものとする。

④ 調査の期間

平成 30 年 11 月から 12 月を目途に実施する。

⑤ 調査結果の集計・分析

ニーズ調査から「量の見込み」の算出に必要な数値と導き出した根拠を示すため単純集計、クロス集計、自由回答の取りまとめ及び分析を行う。

(3) 人口推計

「ひと・まち・しごと創生 人口ビジョン総合戦略」等における人口推計結果等を参照しつつ対象児童の人口推計を行う。

(4) 調査結果に基づく必要なサービス見込み量の推計及び目標量案の検討

- ① ニーズ調査結果を踏まえた教育・保育提供区における見直しの検討
- ② 就学前児童の教育・保育の「量の見込み」の検討
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の検討
- ④ 上記①～③の「量の見込み」の検討に基づく「確保方策」の検討

【平成 31 年度業務：計画策定支援業務】

(1) 子ども・子育て支援事業の実施に関する基本方針の検討

地域の特性や子ども・子育て支援事業計画の評価等を踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供に係わる基本的な方向性を示す。

(2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保について

ニーズ調査から推計されるニーズ量に基づき、計画期間の各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込みを定めるとともに、提供体制の確保の内容、実施時期について取りまとめを行う。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と提供体制の確保について

放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容、実施時期について取りまとめを行う。

(4) 計画素案及び原案の取りまとめ

上記(1)から(3)及び計画策定に係わる任意記載事項等について取りまとめを行い、計画素案及び計画原案策定の支援を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画原案に対するパブリックコメント実施に関する資料作成及びパブリックコメントの取りまとめ、計画反映に係わる支援を行う。

(6) 子ども・子育て会議、作業部会等の開催支援

子ども・子育て会議及び作業部会等の開催支援（会議への参加、必要な会議資料の作成、議事録作成）を行う。（平成30年度3回程度、平成31年度6回程度の開催予定）

5 成果品

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) ニーズ調査結果報告書（A4版表紙・本文1色刷り150頁程度） | 50部 |
| (2) 子ども・子育て支援事業計画書（A4版表紙カラー、本文一部カラー） | 50部 |
| (3) 子ども・子育て支援事業計画書概要版（A4版、フルカラー8頁程度） | 100部 |
| (4) 上記に関連する電子データ（CD-R等） | 一式 |
| (5) その他成果品の具体的内容については、村と協議のうえ決定する。 | |

6 その他

- (1) 業務内容等は国、県の動向、村子ども子育て会議等の都合により修正される可能性がある。
- (2) 業務の詳細・日程等の管理については、幼保連携推進室と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) 個人情報については、個人情報保護条例の規定に従い適切に扱うこと。
- (4) ニーズ調査において回収した調査票は、調査終了後、担当部署へ返還すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、担当部署と協議のうえ、決定すること。

7 担当部署

今帰仁村教育委員会 幼保連携推進室 TEL0980-56-2645 FAX0980-56-5274